

新福岡県立美術館に設置するミュージアムショップ等の 検討に係る市場調査業務委託仕様書

1 委託業務名

新福岡県立美術館に設置するミュージアムショップ等の検討に係る市場調査業務

2 業務目的

令和11年度開館予定の新福岡県立美術館（以下、新県美）では、1階にミュージアムショップを設置する予定である。ミュージアムショップは、単なる物販スペースではなく、知識や感動の再確認、文化と経済の接続など多面的な意義を持つ。

本業務はミュージアムショップの設置にあたって、新県美及びショップへの誘客につながる施設整備を図るために、近年のミュージアムショップの動向及び市場について調査・分析し、新県美にふさわしいミュージアムショップの運営形態・事業内容等を検討することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

調査にあたっては、実施要領（スケジュール含む）を発注者と協議のうえ策定し行うこと。また、調査に必要な諸手続きがある場合には遺漏なく行うこと。

（1）他館調査

他館事例を基に、既存の運営形態について分析。福岡県内、九州を中心に全国的に新県美と同規模の他館ミュージアムショップについて以下の項目を調査。

①直営方式

- ・メリット・デメリット
- ・成功事例・課題を抱えている事例

②業務委託方式

- ・メリット・デメリット
- ・委託先の選定基準、実績
- ・委託先の業種

③テナント誘致方式（賃貸借契約）

- ・メリット・デメリット
- ・賃借設定の考え方、契約形態
- ・契約相手方の業種

④その他の運営形態についての調査

（2）ヒアリング調査

業界関係者（ミュージアムショップ運営業者、みやげ品屋、雑貨屋等）3～5社程度からのヒアリングを実施。ヒアリングを基に、新県美にふさわしい事業内容につ

いて調査。

(3) 調査結果の整理・分析

上記(1)及び(2)の調査結果を整理・分析し、報告書を作成すること。報告書の内容は以下の項目を含むものとする。

- ① 他館調査の調査結果
- ② ヒアリング調査の調査結果
- ③ 他館調査、ヒアリング調査を踏まえた提案

提案に当たっては、以下の内容について検討・整理の上、示すこと

- ア 適切な運営形態・業種の例示
- イ 事業者選定のための条件など
選定方法及び資格条件等についての検討

5 再委託について

受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して、第三者に委託し、又は再委託してはならない。ただし、委託者が業務を効率的に行う上で必要と認めた場合、若しくはプロポーザルの企画提案書に沿った業務体制と認めた場合は、業務の一部を再委託することができる。

6 成果物の提出

報告書 3部（紙媒体及び電子媒体）

7 本委託業務に関する留意事項

契約期間中は、少なくとも2回以上の打ち合わせを行うものとし、それ以外にも、必要に応じて報告及び打ち合わせを行うものとする。打ち合わせ記録については受託者が作成し、発注者の確認を得るものとする。

8 セキュリティ対策及び守秘義務

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。

万が一、受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者の責任において処理すること。

- (2) 本業務を行うため、個人情報を取扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。

9 瑕疵担保責任

本業務の納品後1年間、業務の成果物に不備があり、発注者が修正の必要があると判断した場合は、受注者は速やかに不備の内容に関して調査し回答するものとする。当該調査

の結果、成果物に関して瑕疵等が認められる場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に発注者の承諾を得てから着手し、修正結果等について発注者に報告すること。

10 著作権

本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）及びその他の権利についての交渉・処理は、受注者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権は、当該成果物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、受注者は本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権については行使しないものとする。

11 業務を遂行する上で必要な事項

- (1) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (2) 受注者は業務実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (3) 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたとき、発注者と受託者が協議の上、定めることとする。なお、明示のない事項であっても社会的通念上当然必要と考えられるもの（打ち合わせ等を含む）については本業務に含まれるものとする。

12 その他

- (1) 本業務の契約締結及び実施にあたって必要な費用は受注者が負担すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。
- (3) 受託者は信義を守り、誠実に業務を遂行すること。